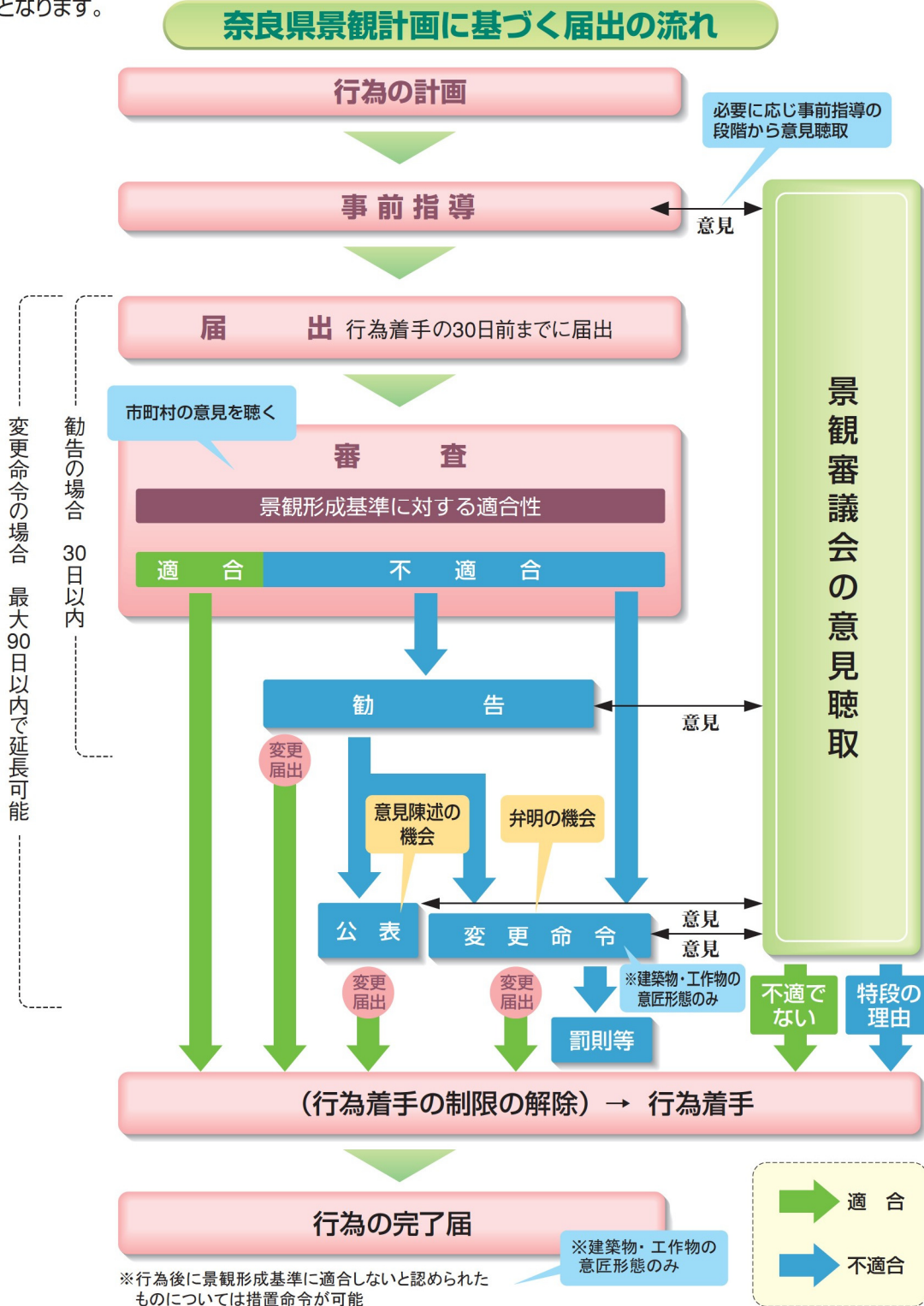


# V 届出手続き

## 1 届出フロー図

景観計画区域内において一定の規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発等の行為をしようとする場合には、届出が必要となります。



●届出の提出及び問い合わせは、奈良県景観・自然環境課になります。

奈良県水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL: 0742-27-8752 (直通) FAX: 0742-22-8276  
詳しくはホームページ [景観・自然環境課](#) を検索して下さい

## 2 届出添付書類

<行為の届出> ●届出書は正・副の3部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 3 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 4 チェックシート 5 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉾物の掘採 その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	左に同じ
付近見取図	規格 図書に記載する 内容	縮尺1/2,500以上 1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物(周辺の状況を示す) 5 行為地の位置	左に同じ	左に同じ
現況平面図	規格 図書に記載する 内容		縮尺1/2,500以上 1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	
現況写真	規格 図書に記載する 内容	カラー写真 行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかる ように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	左に同じ	左に同じ
計画平面図	規格 図書に記載する 内容	縮尺1/100以上 1 縮尺 2 方位及び寸法 3 建築設備、屋根勾配及び形状 4 屋根等の仕上げ(素材を示す) 5 屋根、屋上の彩色を施す(色彩(マンセル表色系による表示)を示す) 【※陸屋根等で屋根仕上げが外部から見えない場合に限り屋根伏図を 添付。各階平面図は不要。】	縮尺1/100以上 1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
配置図	規格 図書に記載する 内容	縮尺1/100以上 1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作 物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設等の位置、材料及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向		1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 堆積する物件の位置、種類、種類及び規模 6 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
断面図	規格 図書に記載する 内容		縮尺1/100以上 1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断	
立面図	規格 図書に記載する 内容	縮尺1/50以上 1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ(素材を示す) 5 屋根、壁面の彩色を施す(色彩(マンセル表色系による表示)を示す)		

※その他必要と認める図面及び書類

<事前の助言> ●届出をしようとする者は、事前に助言(協議)を求めることができます。届出書(事前助言の申請書)は1部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
申請書等		1 届出を要する行為に係る事前助言の申請書(第4号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 3 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 4 チェックシート 5 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 届出を要する行為に係る事前助言の申請書(第4号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉾物の掘採 その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	左に同じ
付近見取図		添付図書、規格、記載内容は、上記「行為の届出」に同じです。		
現況平面図				
現況写真				
計画平面図				
配置図				
断面図				
立面図				

※その他必要と認める図面及び書類

<行為変更の届出> ●行為の計画内容が変更した場合は、あらかじめ変更届出が必要です。届出書は正・副の3部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 3 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 4 チェックシート 5 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉾物の掘採 その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	左に同じ
付近見取図		添付図書、規格、記載内容は、上記「行為の届出」に同じです。 変更内容が分かるよう、該当する変更前・後の図面等を添付して下さい。		
現況平面図				
現況写真				
計画平面図				
配置図				
断面図				
立面図				

※その他必要と認める図面及び書類

<完了届出> ●行為が完了した場合は、遅滞なく完了届を提出して下さい。届出書は2部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 行為完了届出書(第6号様式) 2 委任状(設計者等に代理委任する場合)		
現況写真	規格 図書に記載する 内容	カラー写真 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示す写真		
配置図	規格 図書に記載する 内容	縮尺1/100以上 写真の撮影位置及び撮影方向		

※その他必要と認める図面及び書類

<公共団体の通知> ●国の機関又は地方公共団体は通知が必要です。通知書は2部提出して下さい。(景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号))

※行為の規模が大きいため、表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じた縮尺の図面に変えることができます。

※届出書等の用紙は奈良県のホームページからダウンロードできます。

奈良県景観計画 概要版 ~美しく風格のある奈良の創造~

令和2年改訂